令和７年９月定例会

（２０２５年）

市議会議案参考資料

吹　田　市

議事番号	事　　件　　名	議案書ページ	参考資料ページ
報告第　１６　号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	５	－
報告第　１７　号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	７	－
報告第　１８　号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	９	－
報告第　１９　号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	１１	－
報告第　２０　号	令和６年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	１３	－
報告第　２１　号	令和６年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書について	１９	－
報告第　２２　号	令和６年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書について	２３	－
報告第　２３　号	令和６年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書について	２７	－
報告第　２４　号	地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について	３３	－
報告第　２５　号	地方独立行政法人市立吹田市民病院令和６年度の業務実績に関する評価結果の報告について	１３７	－
報告第　２６　号	地方独立行政法人市立吹田市民病院第３期中期目標期間の業務実績に関する見込み評価結果の報告について	２１９	－
報告第　２７　号	債権の放棄について	２９５	－
議案第　７４　号	吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	３２７	５
議案第　７５　号	吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	３２９	１１
議案第　７６　号	吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事請負契約の締結について	３３１	１３
議案第　７７　号	吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請負契約の締結について	３３３	２１
議案第　７８　号	吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の締結について	３３５	３３
議案第　７９　号	吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について	３３７	４５
議案第　８０　号	（仮称）吹田市北消防署北千里出張所建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について	３３９	４７
議案第　８１　号	吹田市東消防署大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について	３４１	４９
議案第　８２　号	災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ等購入契約の締結について	３４３	５１
議案第　８３　号	令和７年度吹田市一般会計補正予算（第２号）	３４５	５７

議案第７４号参考資料
税務部市民税課

吹田市市税条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（市民税の課税免除） 第１４条の３　次に掲げるもの（第２号から第１０号までに掲げるものについては収益事業を行うものを除く。）に対しては、均等割を課さない。 ⑴～⑺　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑻　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）第５条第１項に規定するマンション建替組合及び同法第１１６条に規定するマンション敷地売却組合 ⑼～⑽　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（市民税の課税免除） 第１４条の３　次に掲げるもの（第２号から第１０号までに掲げるものについては収益事業を行うものを除く。）に対しては、均等割を課さない。 ⑴～⑺　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑻　マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）第５条第１項に規定するマンション再生組合、同法第１０９条に規定するマンション等売却組合、同法第１６３条の２に規定するマンション除却組合及び同法第１６４条に規定する敷地分割組合 ⑼～⑽　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
（所得控除） 第１６条の３　所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 ⑴～⑾　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２～５　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－	（所得控除） 第１６条の３　所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 ⑴～⑾　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⑿　自己と生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の親族（自己の配偶者を除く。）及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４に規定する里親に委託された児童（第１６条第３項に規

現　　行	改　　正　　案
	定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が1,230,000円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下「特定親族」という。）を有する所得割の納税義務者（その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。）　各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（以下「特定親族特別控除額」という。） ア　前年の合計所得金額が950,000円以下である特定親族　450,000円 イ　前年の合計所得金額が950,000円を超え1,150,000円以下である特定親族　630,000円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち840,001円を超える部分の金額に２を乗じた金額（当該乗じた金額が100,000円の整数倍の金額から80,000円を控除した金額でないときは、100,000円の整数倍の金額から80,000円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額 ウ　前年の合計所得金額が1,150,000円を超え1,200,000円以下である特定親族　60,000円 エ　前年の合計所得金額が1,200,000円を超える特定親族　30,000円 ２～５　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
（市民税の申告等） 第１８条　第１４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的	（市民税の申告等） 第１８条　第１４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的

現　　行	改　　正　　案
年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令に定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは第１６条の３第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第１６条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第１６条の７の２第１項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び第１４条の２第２項に規定する者については、この限りでない。 (1)～(4)　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ (5)　雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項 (6)～(8)　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２～６	年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令に定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、第１６条の３第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第１６条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第１６条の７の２第１項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び第１４条の２第２項に規定する者については、この限りでない。 (1)～(4)　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ (5)　雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除に関する事項 (6)～(8)　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２～３

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
	4 ～ 6　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－
（固定資産税の課税標準の特例） 第２３条 ～ 6　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ７　法附則第１５条第３８項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の１月１日（当該工事が完了した日が１月１日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から５年度分の固定資産税に限り、法第３４９条又は第３４９条の２の規定による課税標準の額に２分の１を乗じて得た額とする。	（固定資産税の課税標準の特例） 第２３条 ～ 6　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ７　法附則第１５条第３７項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の１月１日（当該工事が完了した日が１月１日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から５年度分の固定資産税に限り、法第３４９条又は第３４９条の２の規定による課税標準の額に２分の１を乗じて得た額とする。
（都市計画税の課税標準の特例） 第７５条の２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２　第２３条第７項の規定は、法附則第１５条第３８項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第２３条第７項中「法第３４９条又は第３４９条の２」とあるのは、「第７５条」と読み替えるものとする。	（都市計画税の課税標準の特例） 第７５条の２　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２　第２３条第７項の規定は、法附則第１５条第３７項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第２３条第７項中「法第３４９条又は第３４９条の２」とあるのは、「第７５条」と読み替えるものとする。

議案第７４号参考資料
税務部市民税課

吹田市市税条例の一部改正について

１　改正の理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号、令和７年（2025 年）３月 31 日公布）により地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、吹田市市税条例の一部を改正するものです。

２　改正の概要

⑴　市民税（法人）

ア　市民税の課税免除の対象となる法人にかかる規定整備

（ｱ）　改正の内容

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、法律名称変更及び市民税の課税免除の対象となる法人について規定の整備を行います。

（ｲ）　改正する条文

第 14 条の３第 1 項第８号（改正）

⑵　市民税（個人）

ア　特定親族特別控除の創設

（ｱ）　改正の内容

地方税法の改正により、市民税の納税義務者が特定親族（納税義務者が生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族（控除対象扶養親族に該当しないものに限る）で、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるもの）を有する場合に、その特定親族の合計所得金額に応じて、段階的に納税義務者の前年の総所得金額等から控除することについて定め、その旨を市民税の申告事項として定めます。

（ｲ）　改正する条文

第 16 条の３第 1 項第 12 号（新設）
第 18 条第 1 項（改正）
第 18 条第 1 項第５号（改正）

⑶　固定資産税・都市計画税

ア　地方税法の条項移動に伴う規定整備

（ｱ）　改正の内容

一体型滞在快適性等向上施設等に対する固定資産税･都市計画税の課税標準の特例（わがまち特例）にかかる地方税法の条項移動に伴う規定の整備を行います。

（ｲ）　改正する条文

第 23 条第７項（改正）

第 75 条の２第２項（改正）

３　施行期日

公布の日から施行します。ただし、市民税（個人）にかかる改正については令和８年（2026 年）１月１日から、市民税（法人）にかかる改正については令和８年（2026 年）４月１日から、施行します。

議案第７５号参考資料
都市計画部都市計画室

吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（許可を要する行為） 第２条　　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。 ⑴～⑿　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒀　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア、イ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ウ　認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２０条第１項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和２５年法律第１３２号）第６４条第１項第２号に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転 エ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ３	（許可を要する行為） 第２条　　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ２　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。 ⑴～⑿　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ⒀　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア、イ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ウ　認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２０条第１項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和２５年法律第１３２号）第２０条の３第９項に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転 エ　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ３

議案第７６号参考資料
都市魅力部　文化スポーツ推進室

吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事

１　請負金額
　　１８９，０００，９００円（税込）

２　請負者
　大阪府吹田市高城町５番１５号
　　栄電気株式会社
　　代表取締役　田中　敏之

営　業　の　沿　革

栄電気株式会社

創　　業		昭和21年５月 （1946年）
創業後の沿革	栄電気株式会社に組織変更　資本金２００万円	昭和35年７月 （1960年）
	大阪府知事登録（ぬ）第２６９４５号 電気工事業	昭和43年12月 （1968年）
	大阪府知事許可（般－４８）第１４０６３号 電気工事業	昭和49年１月 （1974年）
	資本金を５００万円に増資	昭和50年12月 （1975年）
	大阪府知事許可（般－５７）第１４０６３号 電気工事業　消防追加	昭和58年２月 （1983年）
	大阪府知事許可（般－６０）第１４０６３号 電気工事業	昭和61年１月 （1986年）
	代表取締役　田中栄次郎　退任 代表取締役　田中進　就任	平成元年３月 （1989年）
	資本金を１，０００万円に増資	平成３年11月 （1991年）
	大阪府知事許可（般－３）第１４０６３号　更新 電気工事業	平成４年１月 （1992年）
	資本金を１，５００万円に増資	平成４年９月 （1992年）
	大阪府知事許可（特－５）第１４０６３号　変更 電気工事業	平成５年９月 （1993年）
	資本金を２，０００万円に増資	平成12年６月 （2000年）
	代表取締役　田中進　退任 代表取締役　田中敏之　就任	平成19年12月 （2007年）
	大阪府知事許可（特－２３）第１４０６３号　更新 電気工事業	平成23年10月 （2011年）
	大阪府知事許可（特－２８）第１４０６３号　更新 電気工事業	平成28年11月 （2016年）
	大阪府知事許可（特－３）第１４０６３号　更新 電気工事業	令和３年11月 （2021年）
	大阪府商工関係者表彰	令和５年 （2023年）

（２）

工　事　経　歴　書

栄電気株式会社

工　　事　　名	発注者	請負金額（千円）	工　　期
大阪大学（吹田）医学部附属病院病棟１階高度救命救急センター改修電気設備工事	国立大学法人大阪大学	61,980	令和5年（2023年）5月 ～ 令和6年（2024年）9月
吹田市立豊津第二小学校校舎大規模改造１期工事（電気設備工事）	吹田市	44,348	令和5年（2023年）6月 ～ 令和5年（2023年）11月
門真市立第二中学校外２校屋内運動場LED照明設備改修工事	門真市	24,131	令和6年（2024年）6月 ～ 令和7年（2025年）3月
吹田市立千里第三小学校校舎大規模改造２期工事（電気設備工事）	吹田市	23,820	令和6年（2024年）6月 ～ 令和6年（2024年）11月
吹田市立総合運動場改修工事（電気設備工事）	吹田市	8,530	令和5年（2023年）8月 ～ 令和6年（2024年）3月
吹田市立認定こども園吹田第一幼稚園改修工事（電気設備工事）	吹田市	8,015	令和6年（2024年）5月 ～ 令和6年（2024年）9月
吹田市立吹田第二小学校トイレ改修ほか工事（電気設備工事）	吹田市	6,342	令和6年（2024年）6月 ～ 令和6年（2024年）9月
古江公園便所新設工事（電気設備工事）	吹田市	5,614	令和5年（2023年）8月 ～ 令和5年（2023年）12月

（3）

吹田市立青山台中学校屋内運動場照明器具改修工事	吹田市	3,364	令和5年（2023年）11月 ～ 令和6年（2024年）1月
大阪大学（吹田）IFReC研究棟拡声設備改修工事	国立大学法人大阪大学	3,980	令和5年（2023年）6月 ～ 令和5年（2023年）9月

（4）

栄電気株式会社

貸借対照表

（令和 6年 9月30日現在）

（単位　千円）

［資産の部］		
1	流動資産	369,019
2	固定資産	81,278
	資産合計	450,297
［負債の部］		
1	流動負債	69,220
2	固定負債	265,792
	負債合計	335,012
［純資産の部］		
1	資本金	20,000
2	資本剰余金	0
3	利益剰余金	95,285
4	自己株式	0
5	評価・換算差額等合計	0
	純資産合計	115,285
	負債純資産合計	450,297

損益計算書

自　令和 5年10月 1日
至　令和 6年 9月30日

（単位　千円）

［経常損益の部］		
1	営業損益	
	(1)売上高	464,229
	(2)売上原価	395,283
	売上総利益	68,946
	(3)販売費及び一般管理費	115,853
	営業利益	△ 46,907
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	14,071
	(2)営業外費用	3,149
	経常利益	△ 35,985
［特別損益の部］		
1	特別利益	0
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	△ 35,985
	法人税、住民税及び事業税	0
	法人税等調整額	411
	当期純利益	△ 36,396

（5）

吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事

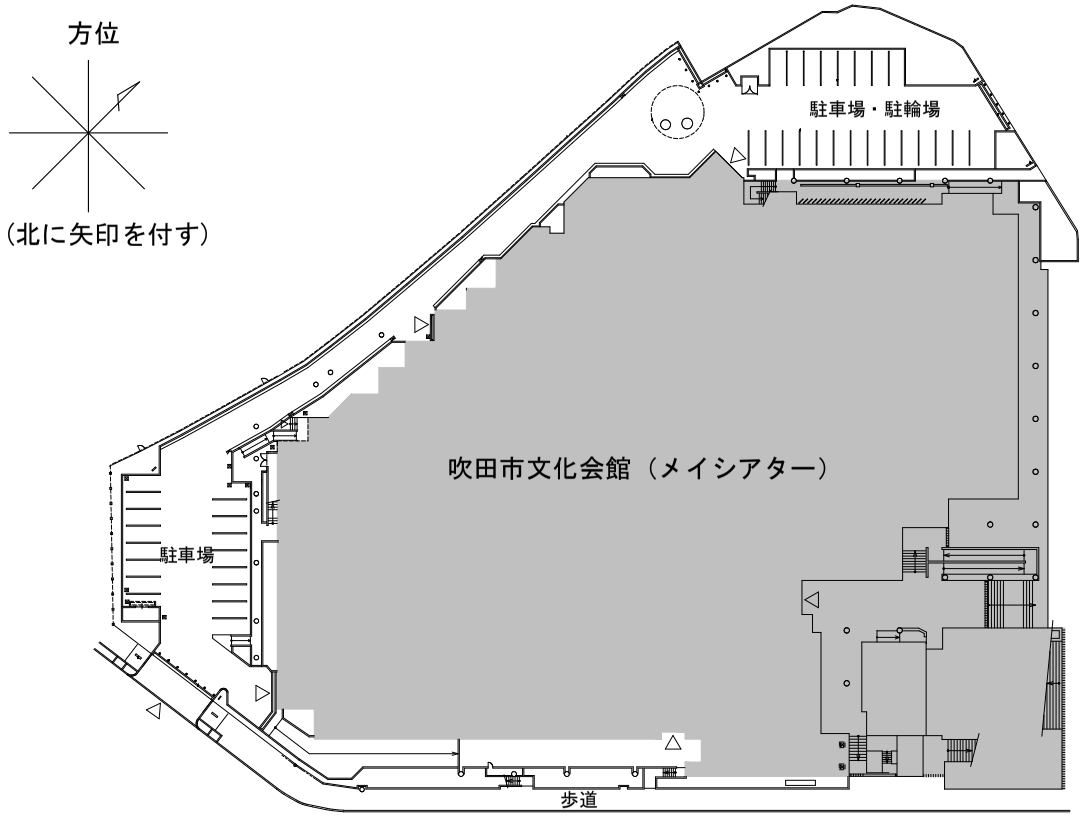

工　事　概　要	
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨造 地上４階地下１階
延床面積	１６，１１４．８０㎡
工事内容	非常用発電設備及び直流電源装置更新工事
	【地下１階】 発電機更新工事 自動起動盤更新工事 発電機盤更新工事 燃料タンク更新工事 直流電源装置更新工事

配置図　1/1000

0　10　20　30　40m

吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事

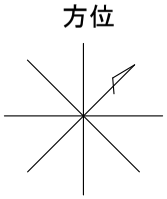

（北に矢印を付す）

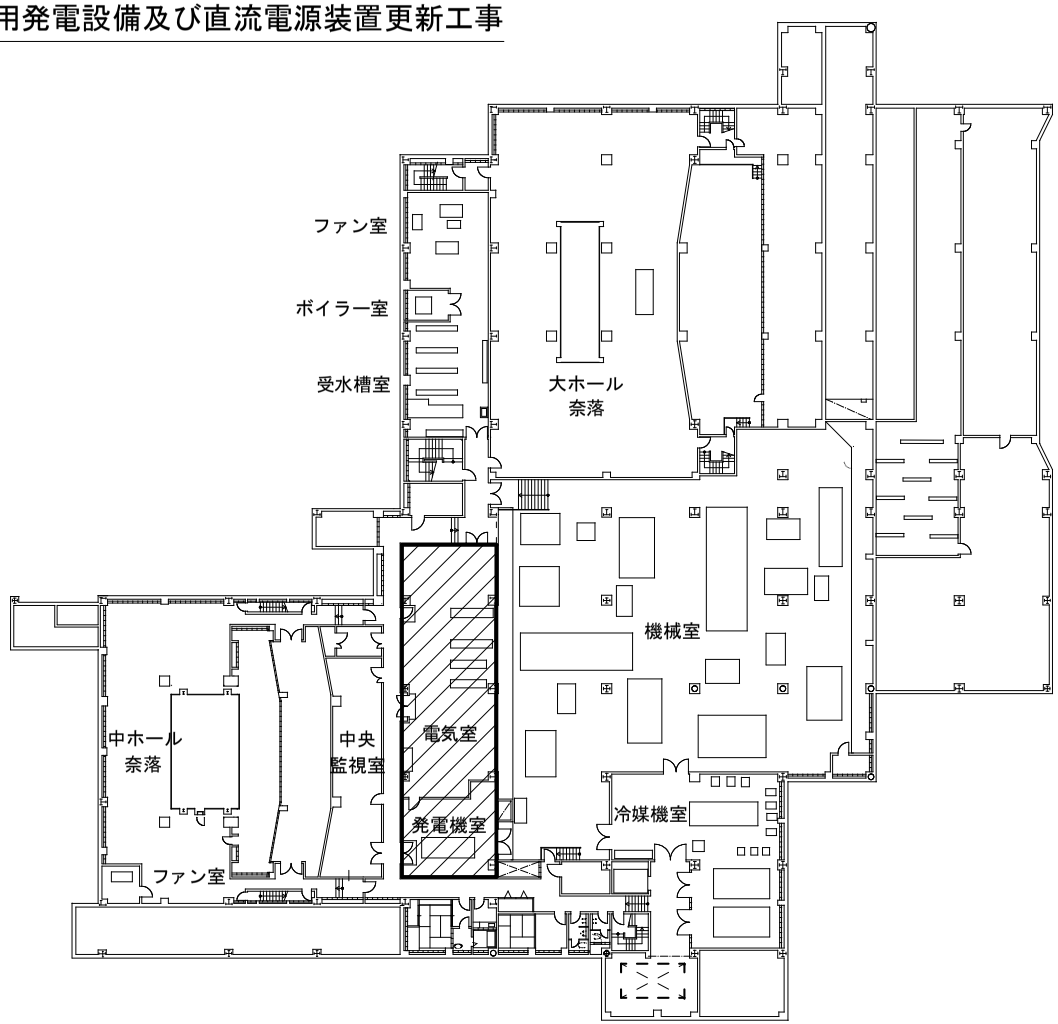

凡例

工事範囲を示す

0 5 10 15 20m

地下１階平面図　1/600

議案第７７号参考資料
環境部資源循環エネルギーセンター

吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請負契約の締結について

１　請負金額
　　１４，９１６，０００，０００円（税込）

２　請負者
　タクマ・大同特殊鋼特定建設工事共同企業体
　　代表者　兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目２番３３号
　　株式会社タクマ
　　代表取締役社長　濵田 州朗
　　構成員　愛知県名古屋市東区東桜１丁目１番１０号
　　大同特殊鋼株式会社
　　代表取締役社長　清水 哲也

営　業　の　沿　革

株式会社　タクマ

創　　業		昭和13年6月10日 (1938年)
創業後の沿革	田熊汽罐製造㈱として尼崎市に設立 資本金3,000千円	昭和13年6月10日 (1938年)
	播磨工場の操業を開始	昭和17年12月5日 (1942年)
	大阪・東京両証券取引所に株式を上場	昭和24年5月14日 (1949年)
	建設業者登録　建設大臣(イ)919号	昭和24年10月21日 (1949年)
	大阪市北区に本社を移転	昭和28年4月20日 (1953年)
	京都工場の操業を開始	昭和36年12月1日 (1961年)
	日本機工㈱を吸収合併、水処理分野に進出 資本金1,400,000千円	昭和37年7月10日 (1962年)
	建設大臣許可(初回)建築工事業、管工事業、機械器具設置工事業	昭和40年10月23日 (1965年)
	商号を「株式会社タクマ」に変更 資本金1,502,000千円	昭和47年6月1日 (1972年)
	建設大臣許可　土木工事業、水道施設工事業、清掃 施設工事業 資本金2,300,000千円	昭和48年10月23日 (1973年)
	建設大臣許可(特-49)第6129号	昭和50年2月24日 (1975年)
	建設大臣許可　タイル・れんが・ブロック工事業 資本金3,223,000千円	昭和52年7月13日 (1977年)
	建設大臣許可　電気工事業	昭和62年1月22日 (1987年)
	建設大臣許可　電気通信工事業 資本金8,663,000千円	平成6年2月1日 (1994年)
	資本金133億6,745万7,968円	平成9年9月30日 (1997年)

創業後の沿革	本社(主たる営業所)を大阪市から兵庫県尼崎市に移転	平成14年10月1日 (2002年)
	国土交通大臣許可　とび・土工工事業	平成15年12月26日 (2003年)
	国土交通大臣許可　電気通信工事業を廃業	平成18年4月1日 (2006年)
	登記簿上の本店所在地を大阪市から兵庫県尼崎市に移転	平成18年6月29日 (2006年)
	京都工場組織を廃止し、その機能を㈱日本サーモエナーへ移管	平成19年3月31日 (2007年)
	田熊プラント㈱を吸収合併	平成21年4月1日 (2009年)
	㈱サンプラントを吸収分割	平成23年4月1日 (2011年)
	国土交通大臣許可　電気通信工事業	平成25年12月19日 (2013年)
	国土交通大臣許可　解体工事業	平成29年11月6日 (2017年)
	国土交通大臣許可　とび・土工・コンクリート工事業を廃業	令和2年11月15日 (2020年)

工　事　経　歴　書

株式会社　タクマ

工　　事　　名	発注者	請負金額（千円）	工　　期
町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事	町田市	31,504,501	平成28年（2016年）12月 ～ 令和6年（2024年）9月
西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業建設工事	西知多医療厚生組合	9,308,200	令和2年（2020年）9月 ～ 令和6年（2024年）6月
橿原市ごみ焼却施設　運転維持管理業務委託（整備工事）	かしはらハイトラスト株式会社	3,676,159	平成26年（2014年）3月 ～ 令和6年（2024年）3月
泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事	泉北環境整備施設組合	2,634,500	令和4年（2022年）6月 ～ 令和6年（2024年）3月
藤岡プラント　運転維持管理業務委託（整備工事）	豊田市	1,954,440	平成31年（2019年）4月 ～ 令和6年（2024年）3月
環境の森ｾﾝﾀｰ・きづがわ運転維持管理業務	木津川市精華町環境施設組合	839,437	令和6年（2024年）4月 ～ 令和7年（2025年）2月
ごみ焼却施設包括的運営事業業務委託	有明生活環境施設組合	730,498	令和3年（2021年）8月 ～ 令和7年（2025年）3月
令和４・５年度清掃センター灰出コンベヤ室更新工事	富士宮市	550,000	令和4年（2022年）11月 ～ 令和6年（2024年）3月
回転式破砕機及び排出ｺﾝﾍﾞｱ外付帯設備更新工事	土浦市	539,000	令和5年（2023年）6月 ～ 令和7年（2025年）3月
南部清掃工場残留灰等撤去業務	浜松市	220,000	令和6年（2024年）3月 ～ 令和7年（2025年）2月

工　　事　　名	発注者	請負金額（千円）	工　　期
長井ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ粗大ごみ処理施設復旧工事	置賜広域行政事務組合	147,400	令和5年（2023年）2月 ～ 令和6年（2024年）3月
令和５年度ごみ焼却施設延命化補修（空気加熱器コンベア、熱分解ドラム、残渣搬送コンベア等）	霧島市	118,800	令和5年（2023年）10月 ～ 令和6年（2024年）8月

株式会社　タクマ

貸借対照表

（令和7年3月31日現在）

（単位　百万円）

	［資産の部］	
1	流動資産	88,987
2	固定資産	50,813
	資産合計	139,801
	［負債の部］	
1	流動負債	51,711
2	固定負債	6,594
	負債合計	58,306
	［純資産の部］	
1	資本金	13,367
2	資本剰余金	3,907
3	利益剰余金	62,598
4	自己株式	△6,239
5	評価・換算差額等合計	7,860
	純資産合計	81,495
	負債純資産合計	139,801

損益計算書

自　令和6年4月1日
至　令和7年3月31日

（単位　百万円）

	［経常損益の部］	
1	営業損益	
	(1)売上高	84,769
	(2)売上原価	68,256
	売上総利益	16,513
	(3)販売費及び一般管理費	10,930
	営業利益	5,582
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	3,577
	(2)営業外費用	169
	経常利益	8,990
	［特別損益の部］	
1	特別利益	788
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	9,779
	法人税、住民税及び事業税	1,254
	法人税等調整額	365
	当期純利益	8,159

営　業　の　沿　革

大同特殊鋼株式会社

創　　業		大正5年8月19日 (1916年)
創業後の沿革	（株）電気製鋼所　設立	大正5年8月19日 (1916年)
	企業再建整備法により第二会社新大同製鋼（株）として資本金4億2千万円にて再発足	昭和25年2月1日 (1950年)
	新理研工業（株）と合併し資本金10億円に増額	昭和30年10月1日 (1955年)
	資本金を21億円に増額	昭和32年10月10日 (1957年)
	工業炉製造に伴い建設業者愛知県知事登録をする（ち）第28号	昭和36年8月26日 (1961年)
	資本金を76億5千万円に増額	昭和38年9月14日 (1963年)
	関東製鋼（株）を合併し資本金80億円に増額	昭和39年9月4日 (1964年)
	資本金100億円に増額	昭和44年8月26日 (1969年)
	資本金125億円に増額	昭和45年10月22日 (1970年)
	建設業者建設大臣許可登録をする　新規（機械器具設置工事）	昭和46年7月19日 (1971年)
	建設業者建設大臣許可　業種追加（特-49）第3819号（建、管、機、水）	昭和49年4月15日 (1974年)
	建設業者建設大臣許可　新規（般-51）第3819号（清）	昭和51年8月13日 (1976年)
	日本特殊鋼（株）および特殊製鋼（株）を合併し、商号を大同特殊鋼（株）に変更	昭和51年9月1日 (1976年)
	資本金145億426万400円に増額	昭和51年10月12日 (1976年)
	建設業者建設大臣許可　業種追加（特-53）第3819号（タ）	昭和53年9月22日 (1978年)
	建設業者建設大臣許可　業種追加（特-54）第3819号（電、通）	昭和55年2月13日 (1980年)
	建設業者建設大臣許可　更新・一本化（特-55）第3819号（建、管、タ、電、機、通、水）	昭和55年4月15日 (1980年)
	資本金157億5426万400円に増額	昭和55年9月1日 (1980年)

創業後の沿革	資本金173億2990万7100円に増額	昭和56年12月31日 (1981年)
	建設業者建設大臣許可　業種追加（特-58）第3819号（清）	昭和58年4月7日 (1983年)
	建設業者建設大臣許可　業種追加（特-58）第3819号（鋼）	昭和58年12月9日 (1983年)
	建設業者建設大臣許可の取消しを受ける （特-58）第3819号（通）	昭和59年3月2日 (1983年)
	資本金174億4387万2300円に増額	昭和59年6月30日 (1984年)
	資本金174億5556万8050円に増額	昭和60年6月30日 (1985年)
	建設業者建設大臣許可　更新・一本化　（特-61）第3819号（建、管、タ、電、機、鋼、水、清）	昭和61年4月7日 (1986年)
	資本金176億1025万2700円に増額	昭和61年6月30日 (1986年)
	資本金177億428万9800円に増額	昭和62年6月30日 (1987年)
	建設業者建設大臣許可の取消しを受ける（特-1）第3819号（管） 建設業者建設大臣許可　業種追加　（般-2）第3819号（管）	平成2年7月10日 (1990年)
	建設業者建設大臣許可　更新・一本化　（特-5）第3819号（建、タ、電、鋼、機、水、清） 建設業者建設大臣許可　更新・一本化　（般-5）第3819号（管）	平成5年7月10日 (1993年)
	資本金371億6494万5464円に増額	平成8年2月29日 (1996年)
	資本金371億6745万1739円に増額	平成8年5月31日 (1996年)
	資本金371億6845万4249円に増額	平成8年6月30日 (1996年)
	資本金371億7096万0524円に増額	平成8年7月31日 (1996年)
	資本金371億7246万4289円に増額	平成9年4月30日 (1997年)
	建設業者国土交通大臣許可→愛知県知事許可　許可換え新規（特-21）第105520号（建、タ、電、鋼、機、水、清） 建設業者国土交通大臣許可→愛知県知事許可　許可換え新規（般-21）第105520号（管）	平成22年1月21日 (2010年)
	愛知県知事許可　一部廃業（特-21）第105520号（建、タ、鋼）	平成26年6月1日 (2014年)
	愛知県知事許可　一部廃業（特-26）第105520号（水、清）	令和1年6月26日 (2019年)
	愛知県知事許可→国土交通大臣許可　許可換え新規（特-6）第29153号（電、機） 愛知県知事許可→国土交通大臣許可　許可換え新規（般-6）第29153号（管）	令和6年5月7日 (2024年)

工　事　経　歴　書

大同特殊鋼株式会社

工　　事　　名	発注者	請負金額（千円）	工　　期
Ｒ６年度終末処理場炭化設備点検整備業務 （既設炉整備工事）	気仙沼市	49,662	令和 6年（2024年　9月 ～ 令和 7年（2025年）　3月
汚泥炭化設備年次点検整備業務委託 （既設炉整備工事）	秋田県	31,358	令和 6年（2024年）　6月 ～ 令和 7年（2025年）　3月
新都心東換気所　電気集塵機扉開閉検知ＬＳ点検補修 （既設整備工事）	首都高機械メンテナンス	3,080	令和 6年（2024年）11月 ～ 令和 6年（2024年）12月
ＬＱ７３/連続式真空熱処理炉(17室) （新設工事）	信越化学工業株式会社	1,205,903	令和 6年（2024年）10月 ～ 令和 7年（2025年）　6月
ＬＱ７１/連続式真空熱処理炉(17室) （新設工事）	信越化学工業株式会社	1,112,279	令和 6年（2024年）　5月 ～ 令和 6年（2024年）　9月
ＬＱ７２/連続式真空熱処理炉(17室) （新設工事）	信越化学工業株式会社	1,115,898	令和 6年（2024年）　8月 ～ 令和 7年（2025年）　4月
60t電気炉/ｶﾗﾑｱｲｳｨﾝﾁ室・吊梁更新 （既設炉更新工事）	株式会社宇部スチール	290,400	令和 6年（2024年）　5月 ～ 令和 6年（2024年）　6月
№３ローラーハース式STC焼鈍炉新設 （ﾛｰﾗｰﾊｰ式熱処理炉新設工事）	株式会社シルド	283,981	令和 6年（2024年）10月 ～ 令和 6年（2024年）12月
炉蓋上昇装置更新 （既設炉更新工事）	合同製鐵株式会社	102,162	令和 6年（2024年）　3月 ～ 令和 6年（2024年）　4月

工　　事　　名	発注者	請負金額（千円）	工　　期
汚泥の高付加価値化と低酸素社会に貢献する超高温炭化技術に関する実証研究（超高温炭化炉(実証設備機器)据付工事）	国土交通省国土技術政策総合研究所	1,405,894	令和 5年（2023年） 10月 ～ 令和 6年（2024年） 2月
汚泥炭化設備年次点検整備業務委託（既設炉整備工事）	秋田県	54,413	令和 5年（2023年） 8月 ～ 令和 6年（2024年） 3月
気仙沼終末処理場炭化設備点検整備業務（既設炉整備工事）	気仙沼市	52,278	令和 5年（2023年） 9月 ～ 令和 6年（2024年） 3月
新都心東換気所　高圧発生装置換気ファン、温度センサー交換（既設整備工事）	首都高機械メンテナンス	4,290	令和 6年（2024年） 1月 ～ 令和 6年（2025年） 2月

大同特殊鋼株式会社

貸借対照表

（令和7年3月31日現在）

（単位　百万円）

［資産の部］		
1	流動資産	276,213
2	固定資産	252,402
	資産合計	528,616
［負債の部］		
1	流動負債	126,530
2	固定負債	100,569
	負債合計	227,099
［純資産の部］		
1	資本金	37,172
2	資本剰余金	29,191
3	利益剰余金	230,670
4	自己株式	△12,214
5	評価・換算差額等合計	16,696
	純資産合計	301,516
	負債純資産合計	528,616

損益計算書

自　令和6年4月1日
至　令和7年3月31日

（単位　百万円）

［経常損益の部］		
1	営業損益	
	(1)売上高	385,260
	(2)売上原価	323,497
	売上総利益	61,763
	(3)販売費及び一般管理費	31,274
	営業利益	30,488
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	8,569
	(2)営業外費用	2,383
	経常利益	36,674
［特別損益の部］		
1	特別利益	10,013
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	46,688
	法人税、住民税及び事業税	13,748
	法人税等調整額	△2,053
	当期純利益	34,993

議案第 78 号参考資料
地域教育部まなびの支援課

吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事(建築工事)

1 請負金額　152,414,900円

2 請負者　吹田市南正雀1丁目 24 番 35 号
吹田土木興業株式会社
代表取締役 竹内 祐三

3 その他　別途発注工事
(1) 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事
(電気設備工事)今後発注予定
(2)吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事
(機械設備工事)今後発注予定

営　業　の　沿　革

吹田土木興業株式会社

創　　業		昭和５２年　４月２２日 （１９７７年）
創業後の沿革	（般－５２）第４２７９７号より（特－５２）第４２７９７号に変更　土・建・ほ・と・園	昭和５３年　１月２３日 （１９７８年）
	大阪府知事許可（特－５５）第４２７９７号	昭和５６年　１月２３日 （１９８１年）
	大阪府知事許可（特－５８）第４２７９７号	昭和５９年　１月２３日 （１９８４年）
	資本金を増額１，３５０万円⇒２，０５０万円	昭和６２年　１月２３日 （１９８７年）
	大阪府知事許可（特－６２）第４２７９７号	昭和６２年　１月２８日 （１９８７年）
	資本金を増額２，０５０万円⇒３，５００万円	平成　元年　４月１９日 （１９８９年）
	大阪府知事許可（特－１）第４２７９７号	平成　２年　１月２３日 （１９９０年）
	大阪府知事許可（特－４）第４２７９７号	平成　５年　１月２３日 （１９９３年）
	資本金を増額３，５００万円⇒６，５００万円	平成　６年　７月２６日 （１９９４年）
	大阪府知事許可（特－７）第４２７９７号	平成　８年　１月２３日 （１９９６年）
	大阪府知事許可（特－１２）第４２７９７号	平成１３年　１月２３日 （２００１年）
	大阪府知事許可（特－１７）第４２７９７号	平成１８年　１月２３日 （２００６年）
	大阪府知事許可（特－２２）第４２７９７号	平成２３年　１月２３日 （２０１１年）
	大阪府知事許可（特－２７）第４２７９７号	平成２８年　１月２３日 （２０１６年）
	大阪府知事許可（特－３０）第４２７９７号　解体工事業を追加	平成３０年１２月１４日 （２０１８年）
	大阪府知事許可（特－２）第４２７９７号　水道施設工事業を追加	令和２年７月３日 （２０２０年）
	大阪府知事許可（特－２）第４２７９７号	令和３年１月２３日 （２０２１年）

工　事　経　歴　書

吹 田 土 木 興 業 株 式 会 社

工　　事　　名	発注者	請負金額（千円）	工　　期
吹田市立山田中学校校舎大規模改造２期及び屋内運動場大規模改造工事（建築工事）	吹田市	321,834	令和　５年（２０２３年）　５月 ～ 令和　５年（２０２３年）１１月
吹田市立千里新田小学校教室改修工事（建築工事）	吹田市	21,975	令和　６年（２０２４年）１０月 ～ 令和　７年（２０２５年）　２月

吹田土木興業株式会社

貸借対照表

（令和 6年 7月31日現在）

（単位　円）

［資産の部］		
1	流動資産	291,092,957
2	固定資産	160,717,807
	資産合計	451,810,764
［負債の部］		
1	流動負債	26,158,303
2	固定負債	102,834,000
	負債合計	128,992,303
［純資産の部］		
1	資本金	65,000,000
2	利益剰余金	257,818,461
	純資産合計	322,818,461
	負債純資産合計	451,810,764

損益計算書

自　令和 5年 8月 1日
至　令和 6年 7月31日

（単位　円）

［経常損益の部］		
1	営業損益	
	(1)純売上高	476,276,028
	(2)売上原価	435,481,818
	売上総利益	40,794,210
	(3)販売費及び一般管理費	34,559,161
	営業利益	6,235,049
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	1,828,740
	(2)営業外費用	2,479,266
	経常利益	5,584,523
［特別損益の部］		
1	特別利益	0
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	5,584,523
	法人税、住民税及び事業税	1,453,700
	当期純利益	4,130,823

吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）

工事場所：吹田市吹東町３番６号

付近見取図　1/2500

0　50　100　150m

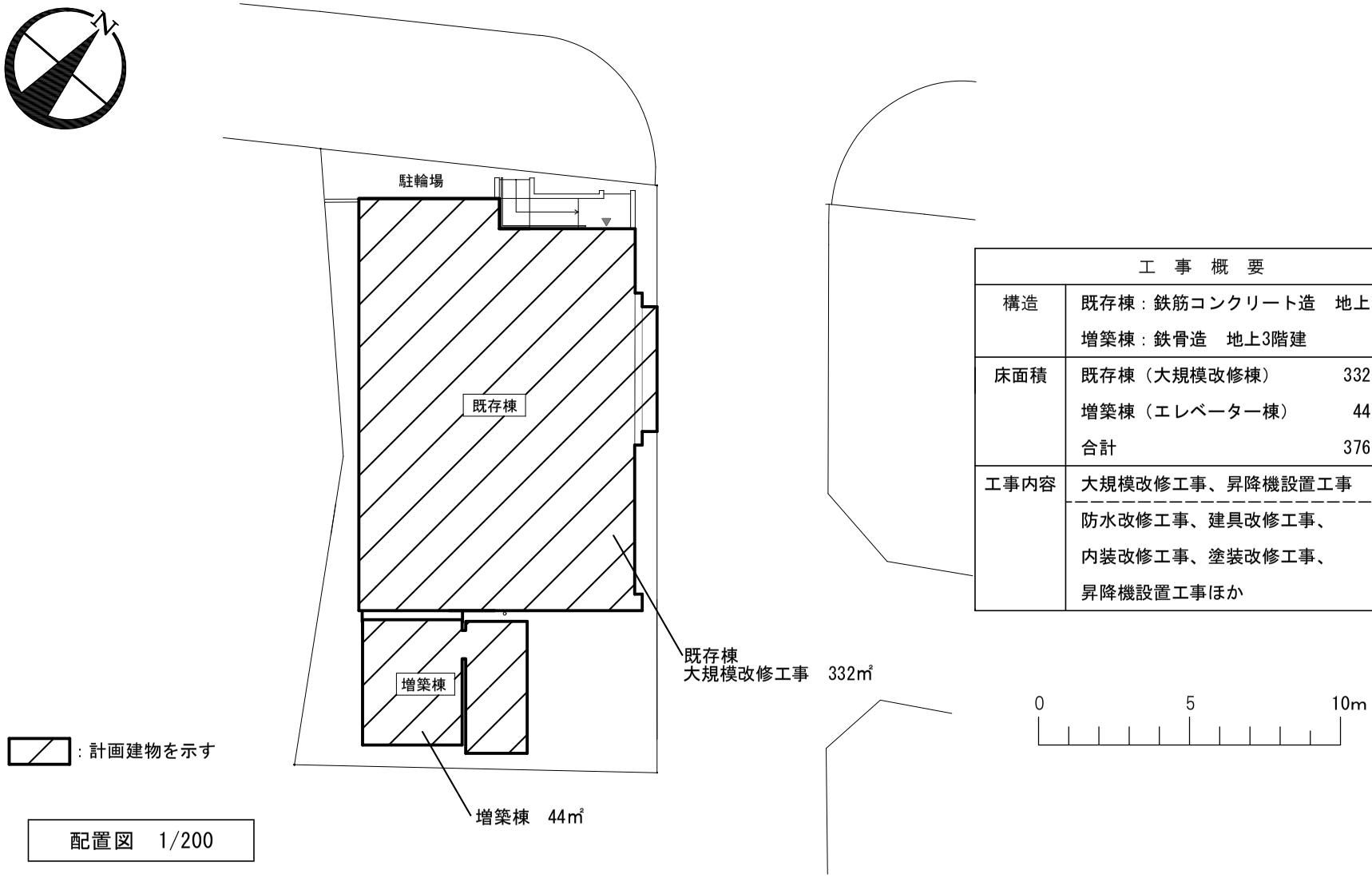

工　事　概　要	
構造	既存棟：鉄筋コンクリート造　地上３階建 増築棟：鉄骨造　地上3階建
床面積	既存棟（大規模改修棟）　332㎡ 増築棟（エレベーター棟）　44㎡ 合計　376㎡
工事内容	大規模改修工事、昇降機設置工事 防水改修工事、建具改修工事、 内装改修工事、塗装改修工事、 昇降機設置工事ほか

：計画建物を示す

配置図　1/200

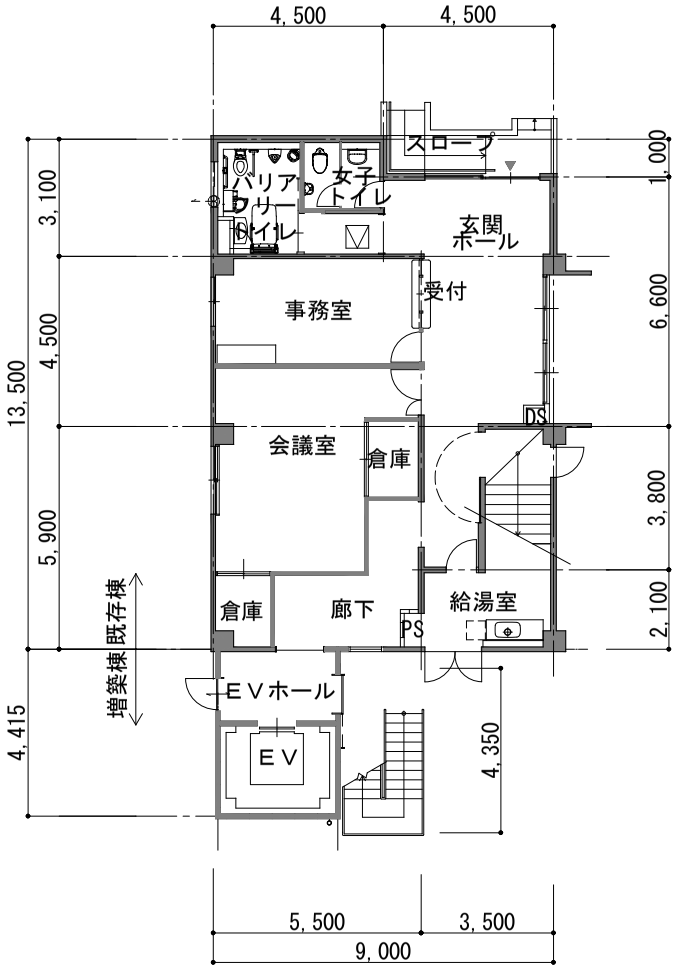

１階平面図　1/200

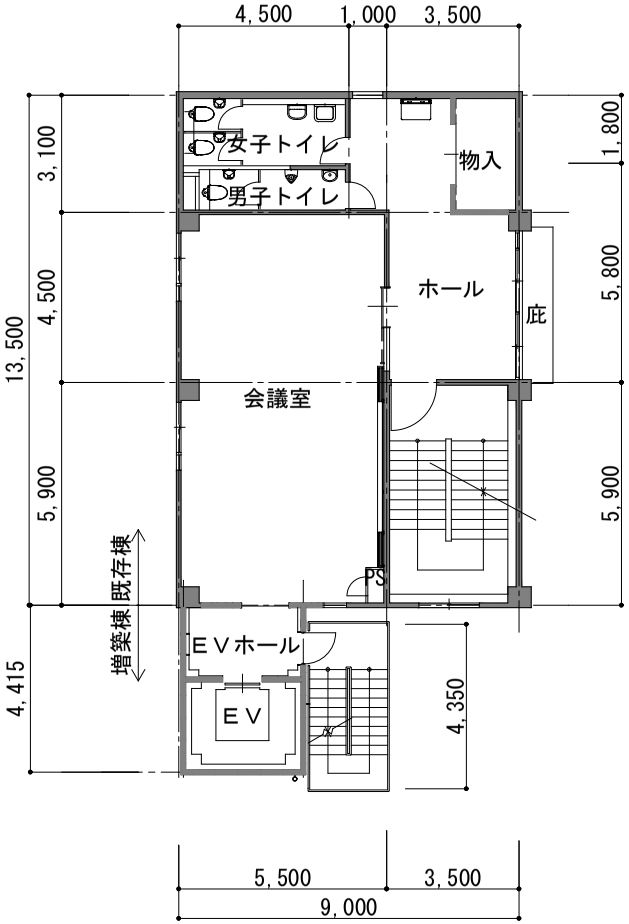

２階平面図　1/200

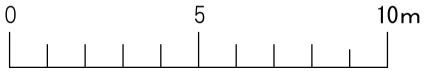

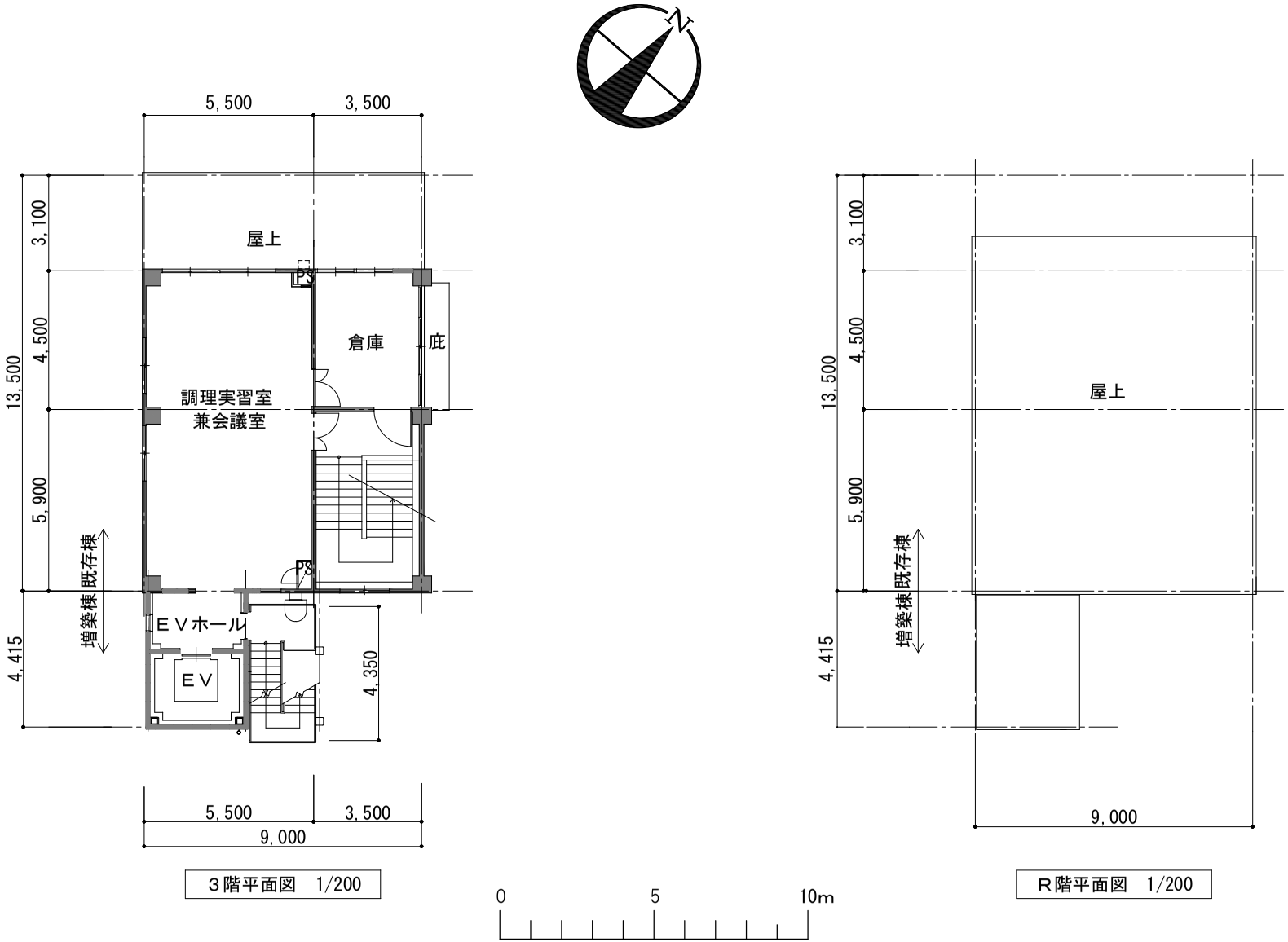

３階平面図　1/200

Ｒ階平面図　1/200

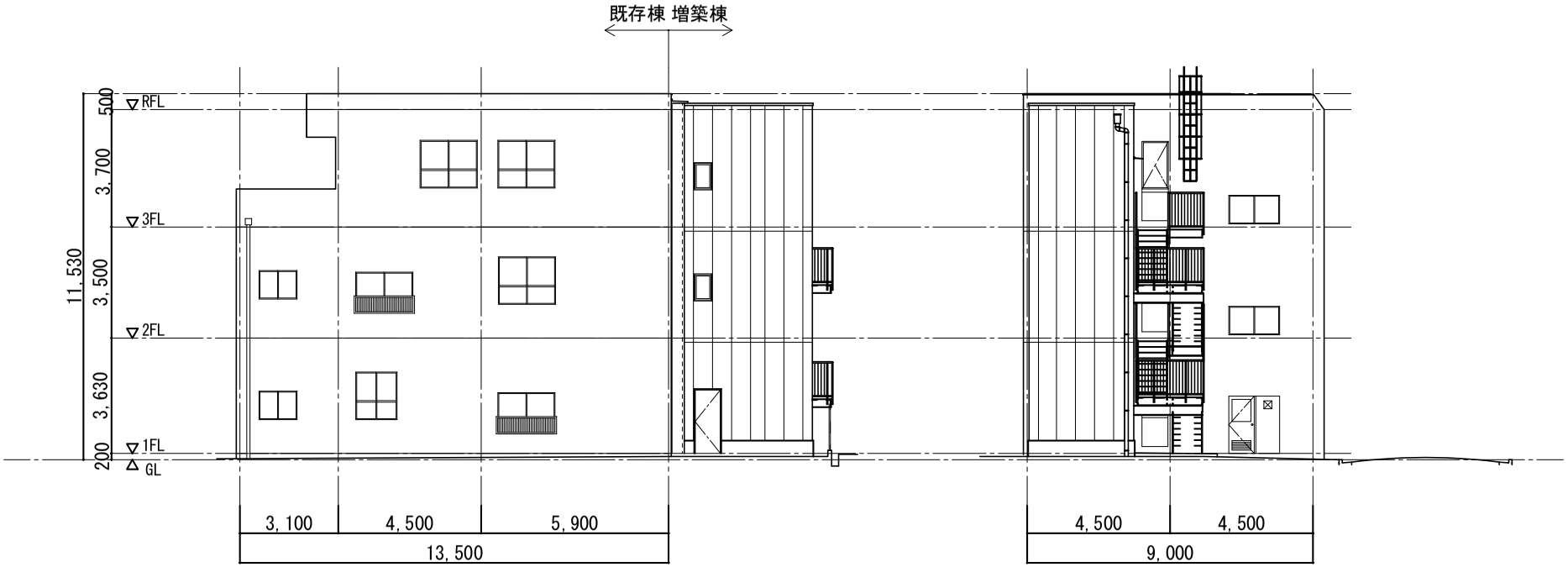

西立面図　1/200

南立面図　1/200

0　5　10m

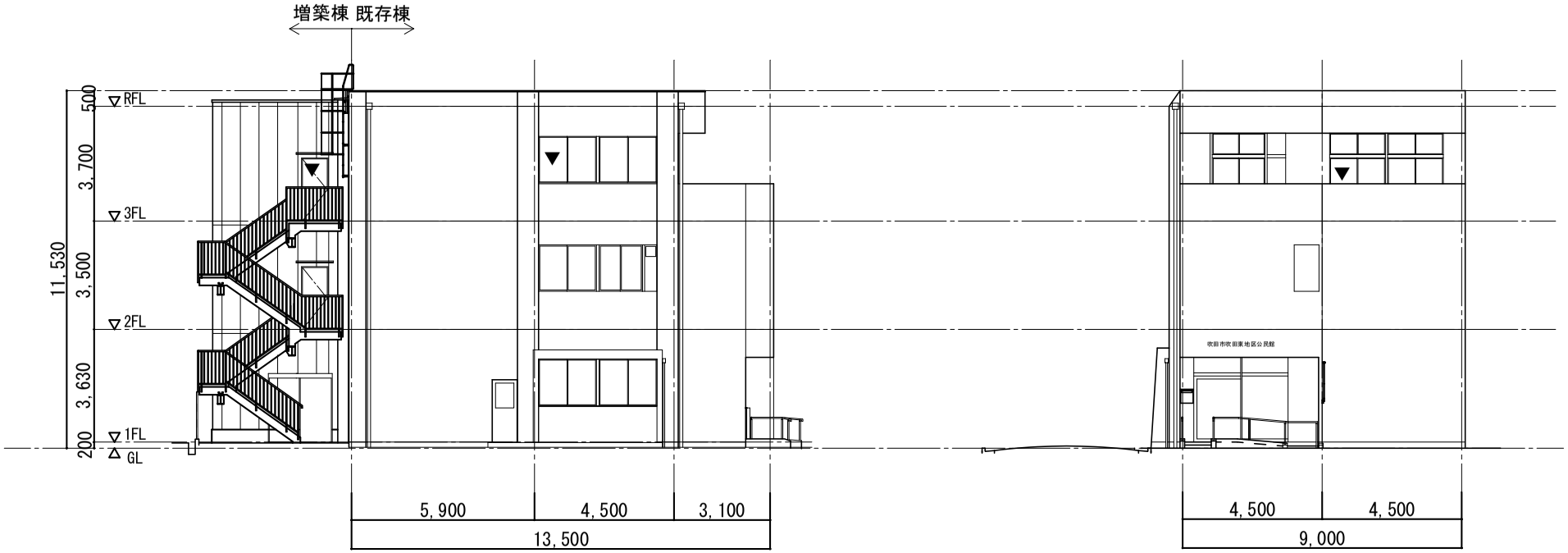

東立面図　1/200

北立面図　1/200

0　5　10m

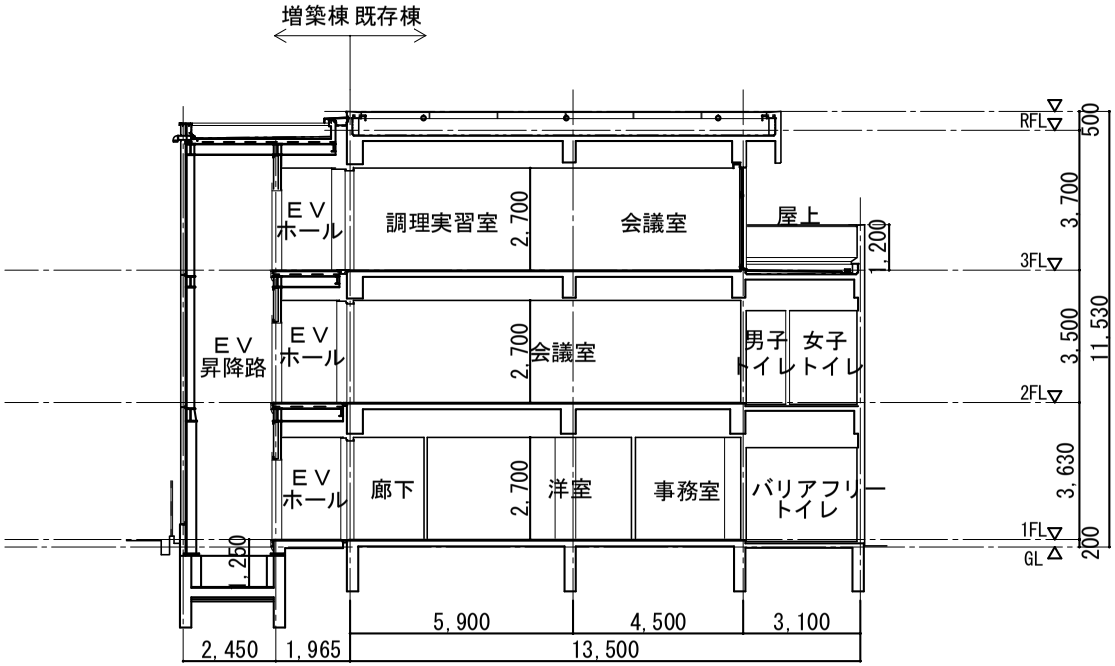
増築棟 既存棟
ＥＶ
ホール
調理実習室
2,700
会議室
屋上
1,200
ＥＶ
昇降路
ＥＶ
ホール
2,700
会議室
男子
トイレ
女子
トイレ
ＥＶ
ホール
廊下
2,700
洋室
事務室
バリアフリー
トイレ
1,250
RFL
3FL
2FL
1FL
GL
500
3,700
3,500
3,630
200
11,530
2,450
1,965
5,900
4,500
3,100
13,500

断面図　1/200

0
5
10m

議案第 79 号参考資料
学校教育部学校管理課

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

1　事業概要

小・中学校の屋内運動場（体育館）への空調設備の整備及び維持管理を 18 年間のＰＦＩ事業で実施しています。５期に分けて順次、設計・施工等を進め、令和７年度（2025 年度）末までに全校への整備を完了する予定です。

工期	引渡（予定）日
第１期工事	令和６年（2024 年）５月 31 日
第２期工事	令和６年（2024 年）11 月 30 日
第３期工事	令和７年（2025 年）３月 31 日
第４期工事	令和７年（2025 年）６月 30 日
第５期工事	令和８年（2026 年）３月 31 日

2　契約変更理由

本事業契約において、賃金水準又は物価水準の変動により設計・施工等のサービス対価が不適当となったと認めたときは、各工期につき１回、当該対価を変更できると定めているところ、第５期工事の引渡分について１．５％を超える変動が認められましたので、本事業契約の定めにより、設計・施工等のサービス対価を改定するものです。

3　変更内容

項　目		変　更　前	変　更　後	差　額
契　約　金　額		4,943,382,037 円	5,054,572,160 円	111,190,123 円
内訳	設計・施工等のサービス対価	4,336,944,513 円	4,448,134,636 円	111,190,123 円
	維持管理のサービス対価	606,437,524 円	606,437,524 円	－

議案第８０号参考資料
消防本部総務予防室

（仮称）吹田市北消防署北千里出張所建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について

１　工 事 名　（仮称）吹田市北消防署北千里出張所建設工事（建築工事）

２　工事場所　吹田市藤白台１丁目１番50号

３　工　　期　令和６年（2024年）12月20日から令和８年（2026年）２月27日まで

４　変更部分　請負金額

変更前	374,283,800円	（うち消費税等額　34,025,800円）
変更後	389,518,800円	（うち消費税等額　35,410,800円）
増額金額	15,235,000円	（うち消費税等額　1,385,000円）

５　変更理由　国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第６項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

議案第８１号参考資料
消防本部総務予防室

吹田市東消防署大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

１　工 事 名　吹田市東消防署大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）

２　工事場所　吹田市尺谷５番15号

３　工　　期　令和６年（2024年）６月28日から令和７年（2025年）11月28日まで

４　変更部分　請負金額

変更前	223,600,300円	(うち消費税等額　20,327,300円)
変更後	225,591,300円	(うち消費税等額　20,508,300円)
増額金額	1,991,000円	(うち消費税等額　181,000円)

５　変更理由　国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第６項(インフレスライド条項)の適用により、請負金額を変更するもの。

議案第８２号参考資料
環境部事業課

災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ等購入契約の締結について

購入概要

（１）災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ	125	基
（２）専用凝固剤カタメルポリマー（５０袋入り）	375	個
（３）専用フィルムロール（５０回分）	375	個
（４）レスキューテント	125	基

（１）

営 業 の 沿 革

株式会社赤尾

創　業		明治３０年　３月　１日 （　１８９７年　）
創業後の沿革	大阪市西区新町４－１３－１にて赤尾保商店創業	明治３０年　３月　１日 （　１８９７年　）
	資本金５０万円にて株式会社赤尾保商店に改組	大正１０年　２月　８日 （　１９２１年　）
	日本警防機具株式会社に改称	昭和１５年１２月　１日 （　１９４０年　）
	資本金１５０万円にて再び株式会社赤尾保商店に復帰	昭和２４年　６月　１日 （　１９４９年　）
	資本金３００万円に増資	昭和２９年　９月　１日 （　１９５４年　）
	資本金６００万円に増資	昭和３５年１０月　１日 （　１９６０年　）
	資本金２，０００万円に増資	昭和３７年　２月　１日 （　１９６２年　）
	資本金４，０００万円に増資	昭和３９年　２月　１日 （　１９６４年　）
	株式会社赤尾に改称	昭和４５年　１月　１日 （　１９７０年　）
	資本金５，０００万円に増資	昭和４９年　９月　１日 （　１９７４年　）

納 入 実 績 書

株式会社赤尾

件名	発注者	契約金額（円）	納入年月日
電動油圧式救助器具　一式	大阪市	15,400,000	令和５年 ３月 （2023 年）
指揮支援車	京田辺市	12,078,000	令和５年 ３月 （2023 年）
組立式トイレ（一般・兼用型）他	高槻市	8,938,160	令和５年 ３月 （2023 年）
消防用ホース　２１３本	豊中市	8,485,290	令和５年 ３月 （2023 年）
活動服冬・夏（上衣・ズボン）	福山地区消防組合	10,143,760	令和５年 12 月 （2023 年）
無人航空機	泉州南消防組合	14,145,890	令和６年 ３月 （2024 年）
遠距離大量送水システム用大口径ホース	大阪市	18,612,000	令和６年３月 （2024 年）
平ホース（呼称 65×20m）（備蓄用）	大阪市	32,278,257	令和６年３月 （2024 年）
防火衣（上下）及びしころ	乙訓消防組合	10,358,700	令和６年３月 （2024 年）
消防用ホース	豊中市	13,316,600	令和６年３月 （2024 年）

（３）

貸借対照表及び損益計算書

株式会社赤尾

貸 借 対 照 表

（2024年5月20日）

（単位：円）

［資産の部］		
1	流動資産	6,397,430,980
2	固定資産	5,199,042,865
	資産合計	11,596,473,845
［負債の部］		
1	流動負債	3,402,366,389
2	固定負債	1,790,923,896
	負債合計	5,193,290,285
［純資産の部］		
1	資本金	50,000,000
2	資本剰余金	7,914
3	利益剰余金	6,353,175,646
	純資産合計	6,403,183,560
	負債純資産合計	11,596,473,845

損 益 計 算 書

自　2024年5月21日
至　2025年5月20日

（単位：円）

［経常損益の部］		
1	営業損益	
(1)	売上高	11,727,181,337
(2)	売上原価	9,708,775,550
	売上総利益	2,018,405,787
(3)	販売費及び一般管理費	1,156,326,799
	営業利益	862,078,988
2	営業外損益	
(1)	営業外収益	50,768,441
(2)	営業外費用	121,040,781
	経常利益	791,806,648
［特別損益の部］		
1	特別利益	0
2	特別損失	1
	税引前当期純利益	791,806,647
	法人税、住民税及び事業税	260,021,500
	当期純利益	531,785,147

（4）

様式3（各種）

委　任　状

令和 5年 11月 9 日

吹田市長 様

申請者　所　在　地　大阪府大阪市西区新町四丁目13番1号
商号又は名称　㈱ 赤尾
代表者役職名・氏名　代表取締役　赤尾 隆

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者　支店等所在地　大阪府大阪市西区新町四丁目13番1号
商号又は名称　㈱ 赤尾
支店等の名称　大阪営業部
役職名・氏 名　取締役大阪営業部長　中川 伸二

記

1 委任事項
(1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
(2) 復代理人選任に関する件
(3) その他契約に関する一切の件

2 委任期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（5）

議案第 83 号参考資料
福祉部高齢福祉室

ケアプランデータ連携システムの活用促進事業について

1　経緯、現状

2040 年頃に向けて、本市における高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少により、介護人材の不足が更に大きな課題となる見込みとなっており、介護サービス提供体制を確保していくためには、介護サービス事業所（以下、「事業所」という。）における ICT 等を活用した業務効率化が不可欠となっています。

一方で、現在、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所とその他指定居宅サービス事業所の間で毎月発生する、介護報酬請求に係る書類のやり取りが、主に FAX や郵送等の紙ベースで行なわれていることから、市内の各事業所における作業負担が膨大なものとなっています。

2　事業の内容

国においては、データ連携標準仕様に対応した介護ソフトとの連携を可能とするケアプランデータ連携システム（以下、「連携システム」という。）を各事業所が導入し、活用を促進するため、令和７年６月から、事業所に対して、１年間ライセンス料を無料とするフリーパスキャンペーンを実施しています。本市においても、ケアプラン情報の共有に係る負担軽減を促進するため、なるべく多くの事業所が時期を同じくして連携システムを導入し、市内における連携構築を進めることを目的に、未導入の事業所を対象に啓発を行い、連携システムを導入した事業所（以下、「導入事業所」という。）に対して、奨励金を支給するものです。また、事業所に対する研修会等において本事業の周知を図るため、リーフレット等を作成するものです。

3　予算額

⑴　歳出予算　8,500 千円

（款）民生費（項）社会福祉費（目）老人福祉費

（大事業）介護保険サービス整備等事業（小事業）高齢者施策推進事業

節名称	予算額（千円）	積算及び説明等
報償費	7,425	ケアプランデータ連携システムの活用促進事業 導入事業所に対する奨励金　7,425 千円 単価 15,000 円×495 事業所＝7,425 千円 積算対象　495 事業所(令和７年６月１日時点で未導入の全事業所) 内訳　居宅介護支援事業所と地域包括支援センター　103 事業所 その他居宅サービス事業所　392 事業所
委託料	1,075	リーフレット等の作成及び印刷製本に係る費用

⑵　歳入予算（特定財源）　8,500 千円【府補助 10/10】
（款）府支出金（項）府補助金（目）民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金	8,500	大阪府ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業補助金

４　今後の予定

令和７年（2025 年）10 月	交付に係る要領の制定、事業周知開始
令和７年（2025 年）10 月中旬 ～令和８年（2026 年）１月	事業所からの交付申請受付、交付決定、事業所への交付（２月頃まで）

議案第 83 号参考資料
福祉部高齢福祉室

介護保険施設管理事業における（一財）吹田市介護老人保健施設事業団への運営費負担金の支出について

1　事業の内容

吹田市介護老人保健施設（以下「吹田老健」という。）の指定管理者（指定期間：令和６年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度））であり、本市の外郭団体である（一財）吹田市介護老人保健施設事業団（以下「事業団」という。）の経営状況が社会情勢や経営環境の変化を背景に悪化し、事業の継続が困難となっています。今後の吹田老健及び事業団のあり方について、令和７年度（2025 年度）中を目途に検討を進めるとともに、当面の間、利用者に対して安定的なサービス提供を継続できるよう、設立者である本市から事業団に対し負担金 90,000 千円を支出するものです。

2　事業団の経営状況（一般正味財産の推移）

（単位：円）

	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）
経常収益（a）	522,359,115	518,737,975	550,214,907	552,211,009	554,651,465
経常費用（b）	540,734,035	545,459,655	548,353,238	578,579,769	602,660,775
評価損益等（c）	3,339,000	▲3,568,050	▲4,300,000	▲4,210,000	▲7,950,000
当期経常外増減額（d）	0	0	7,496	▲722,000	289,821
当期一般正味財産増減額（a-b+c+d）	▲15,035,920	▲30,289,730	▲2,430,835	▲31,300,760	▲55,669,489
一般正味財産期末残高	120,213,654	89,923,924	87,493,089	56,192,329	522,840

※一般正味財産…貸借対照表における正味財産のうち、指定正味財産（寄付金や補助金等の使途が指定された財産）以外のもの。

３　運転資金残高見込み

（単位：千円）

令和７年度 （2025 年度）	a 期首資金残高	75,198
	b 収入見込み	530,635
	c 支出見込み	613,160
	d 収支差額（b-c）	▲82,525
	e 運営費負担金	90,000
	f 期末資金残高（a+d+e）	82,673

４　吹田市介護老人保健施設の概要

(1)開　設　日　平成４年（1992 年）６月 10 日

(2)所　在　地　吹田市片山町２丁目 13 番 25 号

(3)事 業 内 容　介護老人保健施設サービス、短期入所療養介護、
通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション等

(4)定　　員　入所：100 名、通所：（月曜日～土曜日）40 名、（日曜日）20 名

(5)指定管理者　（一財）吹田市介護老人保健施設事業団
設 立 日：平成３年（1991 年）11 月 30 日
設立団体：吹田市（出捐割合 100％）
職 員 数：88 名（常勤 43 名、非常勤 45 名）
【令和７年（2025 年）３月 31 日時点】

５　予算額

歳出予算　90,000 千円

（款）民生費（項）社会福祉費（目）老人福祉費

（大事業）介護保険サービス整備等事業（小事業）介護保険施設管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	90,000	事業団に対する運営費負担金

６　今後の予定

令和７年（2025 年）10 月	負担金支払い
令和８年（2026 年）１月	あり方方針素案作成
２月	パブリックコメント
３月	公表

議案第８３号参考資料
地域教育部放課後子ども育成室

私立幼稚園・認定こども園での放課後児童健全育成事業の実施について

1　事業の内容

本市留守家庭児童育成室では入室希望児童数の急激な増加があり、指導員や施設の確保が年々厳しくなっているため、既存の事業や施設を活用するなど、新たな取組が必要な状況です。

今般、私立認定こども園千里山グレース幼稚園（以下「グレース幼稚園」という。）から、施設内で放課後児童健全育成事業の実施意向が示されました。

主たる受入対象の留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）は、千二育成室や千三育成室が対象となり、今年度の児童推計でも入室児童数の増加が見込まれ、対策が必要な地域であることから、未入室児童（待機児童）を最小限に抑える新たな方策として、幼稚園等で育成室を開設するための補助事業を実施するものです。

2　予算額

⑴　歳出予算　5,000 千円

（款）民生費　（項）児童福祉費　（目）留守家庭児童育成費

（大事業）留守家庭児童育成事業　（小事業）留守家庭児童育成室運営事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	5,000	開設に必要な改修や備品購入に係る補助

⑵　歳入予算（特定財源）　3,332 千円

（款）国庫支出金　（項）国庫補助金　（目）民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	1,666	補助率 1/3

（款）府支出金　（項）府補助金　（目）民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	1,666	補助率 1/3

3　今後の予定

令和７年（2025 年）11 月上旬	育成室を開設するための環境整備
12 月上旬	グレース幼稚園での育成室の入室申請の受付開始
令和８年（2026 年）４月１日	開室

4　事業の実施概要

⑴　実施方法

グレース幼稚園の施設内で民設民営により実施

⑵　入室対象児童

グレース幼稚園の卒園児を優先的に入室の上、空きがある場合は、一般の希望児童を入室

⑶　定員

30 人程度

⑷　その他

小学校からグレース幼稚園までの移動については、自動車等による送迎を予定

5　その他

令和８年（2026 年）４月からの運営に係る補助金については、令和８年度（2026 年度）の当初予算として計上を予定しています。

また、料金は、本市の開室時間内（平日 13 時～17 時、長期休業日８時～17 時、延長 17 時～19 時、第４土曜日８時 30 分～17 時（延長なし））の利用については、本市が定める使用料・延長使用料となり、それ以外の自主事業部分については、別途グレース幼稚園が定める料金となります。

議案第８３号参考資料
消防本部警防救急室

車両更新事業における繰越明許費の計上について

１　事業の内容

消防車両更新事業に係る、令和７年度(2025 年度)予算について、道路運送車両法に基づく保安基準強化への対応により消防車両のベースとなるトラックの入荷が遅延し、「水槽車」及び「団ポンプ車」の年度内での納車が見込めないことから、次年度に当該予算の繰越をするものです。

２　繰越明許費

（款）消防費（項）消防費

事業名	車両更新事業
金額	93,833 千円

３　経過及び今後の予定

⑴　水槽車

令和７年（2025 年）５月	入札不調（トラックの入荷が遅延しているため）
11 月	再入札、契約
令和８年（2026 年）７月	中型トラック入荷、消防車への艤装開始
10～12 月	納車

⑵　団ポンプ車

令和７年（2025 年）５月	入札不調（トラックの入荷が遅延しているため）
11 月	再入札、契約
令和８年（2026 年）３月	小型トラック入荷、消防車への艤装開始
８～10 月	納車

議案第８３号参考資料
地域教育部文化財保護課

重文旧西尾家住宅主屋ほか６棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）における
債務負担行為の追加について

1　事業の内容

標記工事（工期：令和４年（2022 年）７月１日～令和９年（2027 年）３月 15 日）について、国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第６項（インフレスライド条項）※の適用により、請負代金額が次のとおり変更となります。

工事請負費

変更前	906,114 千円
変更後	934,439 千円
増額金額	28,325 千円
（うち、債務負担超過額	6,935 千円）

この変更によって設定済みの債務負担行為限度額を超過する金額について、債務負担行為の追加を行うものです。

債務負担行為限度額

変更前	918,087 千円
変更後	925,022 千円

なお、請負契約の一部変更につきましては、次期定例会において議案の提案を予定しています。

※　予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション等が生じ請負代金額が著しく不適当となった場合に、発注者又は受注者が請負代金額の変更を請求できる規定

２　予算額

債務負担行為（追加）

事項	期間	限度額
旧西尾家住宅保存修理・耐震対策第１期工事	令和８年度	6,935 千円

３　経過及び今後の予定

令和４年（2022 年）７月	工事着手
令和５年（2023 年）12 月	債務負担行為の追加について 11 月定例会で議決
令和６年（2024 年）３月	請負契約の一部変更について２月定例会で議決
３月	工事請負業者と変更契約を締結
令和７年（2025 年）11 月	請負契約の一部変更について 11 月定例会に提案
12 月	工事請負業者と変更契約を締結
令和９年（2027 年）３月	工事完成

議案第８３号参考資料
都市魅力部文化スポーツ推進室

武道館指定管理業務における債務負担行為限度額の変更について

１　内容

令和８年（2026 年）４月から吹田市立武道館の管理業務を行う指定管理者を公募いたしましたが、応募者が無かったことから、指定管理業務における債務負担行為限度額を変更し、再度公募するものです。

２　債務負担行為

（変更）

事項	区分	期間	限度額
武道館 指定管理業務	変更前	令和７年度（2025 年度） ～令和１２年度（2030 年度）	485,386 千円
武道館 指定管理業務	変更後	令和７年度（2025 年度） ～令和１２年度（2030 年度）	569,843 千円

３　今後の予定

令和７年（2025 年）１０月	指定管理者の再公募
１１月	１１月定例会にて指定管理者候補者の指定に係る議案提出
令和８年（2026 年）　４月	指定管理業務開始

議案第８３号参考資料
都市魅力部文化スポーツ推進室

総合運動場指定管理業務における債務負担行為限度額の変更について

１　内容

令和８年（2026 年）４月から吹田市立総合運動場の管理業務を行う指定管理者を公募いたしましたが、応募者が無かったことから、指定管理業務における債務負担行為限度額を変更し、再度公募するものです。

２　債務負担行為

（変更）

事項	区分	期間	限度額
総合運動場 指定管理業務	変更前	令和７年度（2025 年度） ～令和１２年度（2030 年度）	482,123 千円
総合運動場 指定管理業務	変更後	令和７年度（2025 年度） ～令和１２年度（2030 年度）	566,014 千円

３　今後の予定

令和７年（2025 年）１０月	指定管理者の再公募
１１月	１１月定例会にて指定管理者候補者の指定に係る議案提出
令和８年（2026 年）　４月	指定管理業務開始